

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

一般交通の用に供されている私道における良好な交通環境の確保を図るため、私道にある電柱の移設に係る費用を助成金の交付対象に新たに加える。

2 改正内容

(1) 定義に係る規定の改正

現 行：「私道」のみ定義

改正後：定義の構成を改め、「私道」と「電柱」を定義

(2) 電柱移設に係る規定の追加

助成金の交付対象の規定に、電柱移設に係る規定を加える。

(3) 完了確認前の助成金の交付に係る規定の追加

電柱移設に限り、区長が特に必要があると認めるときは、完了確認前に助成金の額を確定し、交付することができる旨の規定を追加する。

(4) その他

所要の改正を行う。

3 施行期日

本年4月1日